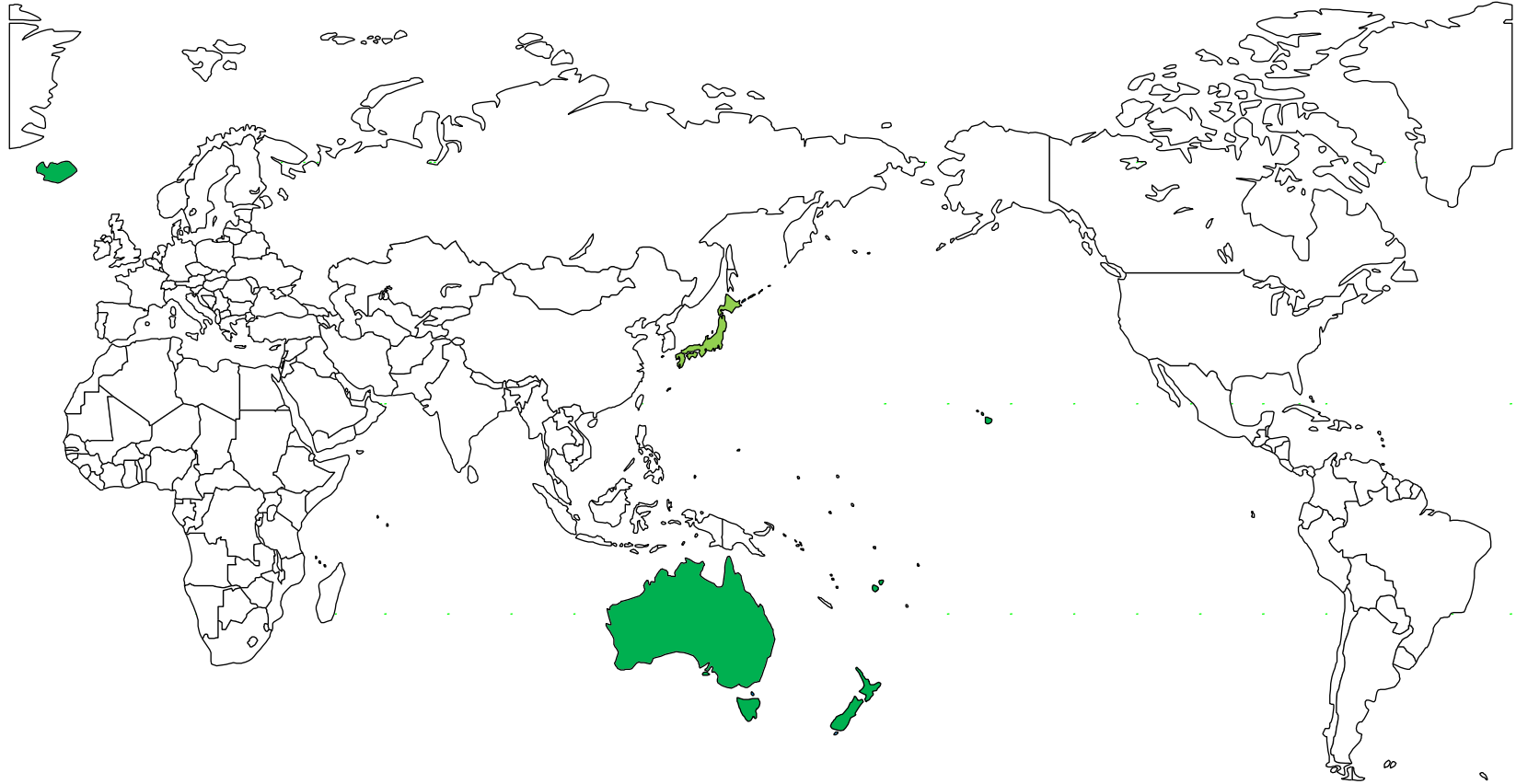


2013年7月25日現在

指定地域

(農林水産大臣が認めている狂犬病の清浄国・地域)



狂犬病予防法に基づき、農林水産大臣が認めている狂犬病の清浄国・地域(指定地域)
アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアムの6地域

更新点:平成25年7月25日付けで、台湾を指定地域から削除。

※同年7月16日、台湾政府は狂犬病ウイルスに感染した野生のイタチアナグマが確認されたことを公表。

これを受け、農林水産省は同年7月17日より台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱っている。